

地方における規制改革タスクフォース 説明資料

国土交通省道路局

平成30年4月6日

「沿道掘削施行協議書」の背景について

- 東京都及び東京23区等においては、その管理する道路に接する土地において地面を掘削する工事を行う場合、当該道路の構造への影響が無いよう適切な措置を講じていることを確認するため、事前にその工事内容等を道路管理者に提出するよう求めている。（東京都では「沿道掘削施行協議」と称している。）
- 沿道掘削施行協議の際に提出を求めている様式（沿道掘削施行協議書）や添付書類は、東京都及び東京23区等で統一されていない。

- 道路法44条の沿道区域制度は、沿道の一定の区域を指定して、区域内における土地等の管理者に対し、施設の設置等の損害防止措置を講じることを義務づけるものであり、沿道掘削施行協議は法律上明記されている手続ではない。

- 沿道掘削施行協議は、主に東京都内において実施されており、全国の自治体において広く実施されている状況にはない。

- なお、道路法第44条に基づく沿道区域制度については、
 - ① 沿道区域を指定する基準を定める条例の制定
 - ② 沿道区域の指定の公示を行うことが必要。

「沿道掘削施行協議書」の運用状況について

【事例①：東京都の様式】

その1(原議用)
平成 年 月 日提出

沿道掘削施行協議書			
殿	協議者	住 所	
		法 人 名	
		氏名(代表者)	
		現場担当者 及び連絡先	電話()
下記のとおり沿道区域内を掘削したいので、関係図書を添付のうえ協議します。			
工 事 名			
掘 削 場 所		区 市 町 村 (都 道 号 線 通 り)	丁 目 番 号 地 先
掘 削 範 囲		掘 削 延 長 m	掘 削 深 度 m
掘 削 期 間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	

上記の協議については、別記の注意事項により回答する。
なお、この工事については、 工区長に監督を指示する。

分類事項	道	路	保存年限	常	1	年	分類記号	
決定権者					起案者	事務担当者	文書取主	第 号
								施行平成 年 月 日
								決定平成 年 月 日
								起案平成 年 月 日
備考欄							受付欄	
							公印照合押印	協議原簿記帳

(添付図書)

委任状 誓約書 建築仕様概要 掘削工事仕様書 平面図(配置図) 山留計画図 山留計算書
現況写真 工程表 建築確認通知書写 引照点詳細図 案内図 その他

その2(工区用)
平成 年 月 日提出

沿道掘削施行協議書			
殿	協議者	住 所	
		法 人 名	
		氏名(代表者)	
		現場担当者 及び連絡先	電話()
下記のとおり沿道区域内を掘削したいので、関係図書を添付のうえ協議します。			
工 事 名			
掘 削 場 所		区 市 町 村 (都 道 号 線 通 り)	丁 目 番 号 地 先
掘 削 範 囲		掘 削 延 長 m	掘 削 深 度 m
掘 削 期 間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	

第 号
平成 年 月 日

監督指示書

工 区 長 殿

上記の協議について、下記のとおり回答したので監督を指示する。

記

- 1 工事名、掘削場所、掘削範囲及び掘削期間は上記協議書記載のとおり
- 2 注意事項 別記記載のとおり

【事例②：江東区の様式】

別記第1号様式（第4条関係）

沿道掘削施工協議書

平成 年 月 日

江東区長 殿

管理者住所
(施工者)
会社名

代表者名 印

現場責任者

連絡担当者

連絡先電話

下記のとおり沿道掘削工事を施工したいので、関係書類を添付のうえ協議します。

記

1 工事件名		
2 工事場所（住居表示）	江東区	
3 工事期間	自 平成 年 月 日	
	至 平成 年 月 日	
4 工事内容	沿道掘削延長	m
	掘削深度	m
	掘削面積	㎡
5 建築完了年月日	平成 年 月 日	(予定)
6 添付書類	別紙のとおり	

その他の必要書類

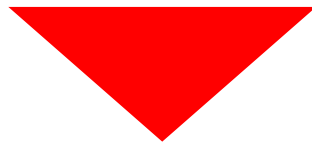
2 協議書類 （用紙はホームページまたは道路課道路占用係窓口にあります。）

江東区役所ホームページ [【http://www.city.koto.lg.jp】](http://www.city.koto.lg.jp)

ホーム > 環境・まちづくり > 道路・橋 > 道路一般 > 沿道掘削施工協議

- (1) 沿道掘削施工協議書 3部（下記の書類をA4版フラットファイルに綴じてください）
協議者は施工者、押印は朱肉を使用してください。委任状がない場合は施主が協議してください。
- (2) 誓約書（施工者）
- (3) 委任状（施主より施工者へ）
- (4) 添付書類
- 1 案内図
 - 2 工事仕様書
 - 3 建築確認通知書の写
 - 4 根切及び山留め仕様書
 - 5 山留め計算書（杭頭の変位量 30mm 以内）
 - 6 根切図及び根切・山留め断面図（沿道掘削該当箇所を道路境界線に朱色で記入）
 - 7 柱状図（ボーリングデータ）
 - 8 基礎伏図
 - 9 建物1階平面図
 - 10 現況写真（境石・L型等沿道状況を撮影。正面、右斜め、左斜めの3方向カラー写真）

- 道路法44条の沿道区域制度は、施設の設置等の損害予防措置を講じることを沿道の土地管理者に義務づけるものであり、沿道掘削協議は道路法44条において制度として位置づけられているものではない。
- 現状では、沿道掘削施行協議書を求めているのは、主に東京都内であり、全国の自治体で広く実施されている状況とはなっていない。



○東京都内で実施されている沿道掘削施行協議について、国と東京都等で協議してまいりたい。

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

第44条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例(指定区間内の国道にあっては、政令)で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅20メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

- 2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。
- 3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。